

平成20年第2回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成20年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	1
3	召集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1)開会の宣告	3
	(2)議席の指定	3
	(3)会議録署名議員の指名	3
	(4)会期の決定	3
	(5)副議長の選挙	3
	(6)認定第1号、議案第10号ないし第13号の提出	4
	(7)提案理由の説明	4
	(8)一般質問	5
	(9)認定第1号の説明、採決	10
	(10)議案第10号の説明、採決	15
	(11)議案第11号の説明、採決	16
	(12)議案第12号の説明、採決	16
	(13)議案第13号の説明、採決	19
	(14)閉会の宣告	22

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成20年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年7月1日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日時 平成20年7月29日(火)午後2時30分

(2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

ア 平成19年度後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

イ 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ウ 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

エ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

オ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

## 2 招集年月日

平成20年7月29日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成20年7月29日午後2時33分開会、午後3時54分閉会

## 5 応招議員

1番	原 正夫議員	3番	白井英男議員	4番	仁志田昇司議員
6番	大樂勝弘議員	7番	鈴木義孝議員	8番	菅野典雄議員
9番	田澤豊彦議員	10番	佐川庄重郎議員	11番	河内幸夫議員
12番	市川清純議員	13番	佐藤喜三郎議員	15番	大和田 昭議員
16番	坂本紀一議員				

## 6 不応招議員

2 番 櫛田一男議員                      5 番 竹内昞俊議員                      1 4 番 鈴木 巖議員

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則	副広域連合長	古川道郎
会計管理者	梅津 裕	監査委員	新保勝也
事務局長	鈴木英司	事務局次長	小川 武
総務課長	菊地弘美	業務課長	齋藤良裕
資格管理係長	江尻栄彦	給付係長	紺野則夫

## 10 議事日程

- |       |                        |  |
|-------|------------------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定                  |  |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名             |  |
| 日程第 3 | 会期の決定                  |  |
| 日程第 4 | 副議長の選挙                 |  |
| 日程第 5 | 認定第1号、議案第10号ないし第13号の提出 |  |
| 日程第 6 | 提案理由の説明                |  |
| 日程第 7 | 一般質問                   |  |
| 日程第 8 | 認定第 1 号                | 平成19年度後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について                      |
| 日程第 9 | 議案第10号                 | 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号                 | 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について           |
| 日程第11 | 議案第12号                 | 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第12 | 議案第13号                 | 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)               |

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 1 2 会議の経過

事務局次長（小川 武君） それでは、定刻となりましたので、ただ今より定例会を進めてまいりたいと思います。

それでは、河内議長、よろしくお願いいたします。

（河内議長 議長席に着席）

### (1) 開会の宣告

議長（河内幸夫君） ただ今、出席議員が定足数に達しておりますので、これより、平成20年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。2番櫛田一男議員、5番竹内昱俊議員、鈴木巖議員より欠席の届けがあります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後2時33分）

### (2) 議席の指定

議長（河内幸夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回補欠選挙において当選された議員の議席を、大樂勝弘君を6番、鈴木巖君を14番、大和田昭君を15番、坂本紀一君を16番に指定いたします。

### (3) 会議録署名議員の指名

議長（河内幸夫君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、12番市川清純君を指名いたします。

### (4) 会期の決定

議長（河内幸夫君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付してあります議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

### (5) 副議長の選挙

議長（河内幸夫君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長につきましては、任期満了に伴い空席となっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名をいたします。副議長に坂本紀一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長が指名いたしました坂本紀一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、坂本紀一君が副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました坂本紀一君が議場におられますので、当選を告知いたします。坂本紀一副議長、前方の演壇へご登壇願います。

**副議長（坂本紀一君）** ただ今皆様のご推挙をいただきまして副議長に選任いただきました坂本紀一であります。

後期高齢者医療制度がより良い制度となり、定着が図られるよう、また、広域連合にあっては、より効率的な運営がなされるよう議長を補佐し、円滑な議会運営が図られますよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### (6) 認定第1号、議案第10号ないし第13号の提出

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第5、認定第1号、議案第10号ないし第13号の提出を行います。

ただ今広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (7) 提案理由の説明

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第6、提案理由の説明を行います。

認定第1号、議案第10号ないし第13号を一括して議題といたします。広域連合長より提案理由の説明を求めます。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長（河内幸夫君）** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** 本日ここに、平成20年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件でございますが、平成19年度広域連合一般会計歳入歳出決算認定を含めまして認定1件、議案が4件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、長寿医療制度に関する広域連合としての制度運営に対する所信を申し上げまして、ご理解とご協力を賜りたいと存じております。

さて、通称の長寿医療制度、法的な呼び名としましては後期高齢者医療制度につきましては、4月1日の制度開始以来、広域連合事務局や構成市町村の窓口には被保険者をはじめ、多くの県民、医療機関等から問い合わせが寄せられたところがございます。構成市町村の皆様方には、被保険者の問い合わせ等に対して真摯に対応していただきましたことについて、改めて感謝を申し上げます次第でございます。

この制度施行以来、さまざまな声、特に高齢者の方々の保険料の負担や年金からの天引き等に対する声を受け、6月12日に、政府・与党において高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についての見直し方針が決定されたところがございます。

広域連合といたしましては、国・県への要望活動も実施したところでありますが、

この長寿医療制度、すなわち後期高齢者医療制度は、国民皆保険を今後とも維持していくために必要なものであるとの基本的認識に立ち、今回の特別対策については、制度の定着と円滑な運営を図る観点から関連する条例改正及び補正予算等を含め議案を提出するものでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して認定に付すものでございます。

議案第10号「福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法の一部改正により、議員の議員報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離することとされたため、条例案を提出するものでございます。

議案第11号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について」でございますが、地方自治法の一部改正により、議員の議員報酬の支給方法等に関する条例を新たに制定するため、条例案を提出するものでございます。

議案第12号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、後期高齢者医療制度における低所得者等に係る保険料の更なる軽減を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第13号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893億7,741万8,000円とするものでございます。

以上、認定、議案4件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

## (8) 一般質問

議長（河内幸夫君） 次に、日程第7、一般質問を行います。順序に従いまして発言を許可します。

（3番白井英男君より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君） 3番白井英男君。

3番（白井英男君） それでは一般質問をさせていただきます。

1つは、政府というか国は、この新しい制度を国民皆保険制度を護持するという大変な大義名分を掲げて発足させたわけですが、その割には2年間、政府の悪口を言うつもりはないんですけれども、ほったらかしにしておいて、急に施行のときになって大慌てでいろんなことをやったというようなことで大変な混乱が生じたわけでありましてけれども、混乱の大きな原因は、やっぱり75歳になって今までの納めていた保険料よりも高い保険料を家族全体で負担してなくちゃいけないのではないかと、安くなる人はあまり文句言わないと思うんですけどね。

それから、年金制度がこれほど混乱の極みになっているという中で、その年金の中から保険料を天引きするのかと、年金がなんぼ来るのかも分からないという、そういう状態の中で、また保険料をそこから差し引くのかと、いくら来るのか分からないと。更に減っていくんじゃないかと、こういう不安がありまして混乱の極みになったのではないかと思います。

一方では、私は大変良い中身もあったんだと思うんですよ。今まで医者にかかるときには、ある意味ではこちらの選択制で、どの医者にかかってもいいと。その代わりかかったものはそこで差し引かれるという制度だったんですけども、今度はこの新しい制度の中には、かかりつけ医というんですか、自分のことをずっと面倒を見てくれる人がいると。しかも 6,000 円の範囲の中で面倒を見てくれるということで、料金についても一定の天井が出てきたということで大変良い制度なんですけれども、これがまた、お医者さんの方からもあまり歓迎されないと。喜多方の場合には喜多方の医師会が反対だというようなことまでおっしゃるといようなことでありまして、基本的に私はあまり熱心に制度の説明ですね、その本来ねらいとするところを説明しきれなかったんじゃないかと思うんです。

なんとなく大義名分の国民皆保険制度を護持するという名目のために、財政的に負担が大変だから財政的に軽減すると、お金がなくなるから大変だ大変だという、そこだけが強調された気配があるのではないかというふうに思うんですが、その混乱の極みを收拾すべくいろいろ検討されて、年金については、それじゃあ強制的な天引きじゃなくて選択制にしようとか、それから、保険料の軽減についても更に軽減の度合いを強めようというように制度改正がなされたということでありまして、若干收拾してきているのかなというふうに思うんですが、それにしても連合長、これ大変制度が難しすぎますね。いろんなことがいっぱい要素があるんで、今度の保険料だって、ある意味でいえば 85%に、70 を 80 にするとかいろいろ、どの段階からどうなるのか分からないということですから、これはまた被保険者の方からすると、なんだかよく分からないと、どうなるんだと、今度はおれはどうなるんだというように、そういう話にもつながってくると思いますので、今度は皆さんから分からないというように声のないように、是非、我々も含めて制度の PR、宣伝、周知徹底ですね、これを是非大いにやるべきだというふうに考えますけれども、連合長のご見解を伺いたいと思います。

2つ目は、人間ドックの点でございましてけれども、75歳になって後期高齢者医療制度になったら、従来はただで人間ドックを受けていたのに今度は全然制度的な恩恵は何もないということになっちゃうというのは、いったいどういうことなんだと。

75歳以上になったら人間ドックも受けなくて、早く病気も発見しないでというようなことなのかと、我々を見捨てたのかというようなことにもなるわけですね、その対象者の方々にとっては。これはやっぱり制度のバランス上も、従来よりも悪くしないということを基本原則にして考えるべきだというふうに思いますが、これについては連合の方も、あるいは東北全体の連合でも要請を国の方に出したようで

ございますけれども、国の答え、あるいは今度どうなるのか、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

3つ目は、私、前回は申し上げたんですけれども、後期高齢者、お年寄り、皆さんが病気にかからないのがいちばん幸せでございます。健康で長生きするのが、いちばん幸せでございます。したがって、広域連合のねらいとするところも私はやっぱり病気にかからないようにするにはどうしたらいいかということだと思っておりますので、これは、それに対する事業助成を積極的にやるべきではないかというふうに申し上げます。

喜多方は太極拳の町でございますので、その中で太極拳を利用して虚弱高齢者向けに体操をあみ出しました。福島医大の先生の助けも借りまして、実際に効果もあるということも検証いたしました。これを市民全体に広めたいと、できるなら、この間、知事との懇談もありましたけれども、その席では県全体にも広めていただきたいということをご要請申し上げます。というようなことで、こういった事業を是非、広域連合の保健事業の中でできるようにしていただければなというふうに思います。もちろん喜多方がやっている方式だけがいいわけではありませんので、それぞれのところが特色を見つけて保健事業をやっていくということが必要だろうと思っておりますので、それに対する助成といいますか、支援、それらについてのお考えをお聞かせいただければ有り難いと思っております。よろしく申し上げます。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長（河内幸夫君）** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** それでは、私から、いちばん最初の広報活動についてお答えいたしたいと思っております。

白井英男喜多方市長さんにおかれましての広域連合制度に対するPRでございますが、私も全く同感でございます。やはりスタートの時点でのPRが甚だ乏しかったというふうに思わざるを得ないというふうに私は思っております。国民皆保険を維持するという意味では、やはり国民皆保険、保険制度の全体像をお示ししたうえで、この将来へ向かっての制度の位置づけを私はご理解いただくのが最初ではなかったかというふうに思っているところでございます。

ところで、広報活動につきましてでございますけれども、いわゆる今後の広報活動についてのご質問でございますので、そのことについてお答えいたしたいと思っておりますが、これから実施予定されておりますいわゆるこの制度の特別対策についてでございますけれども、これは広域連合それぞれの構成市町村が役割分担の下に連携協力して、やはり高齢者の方々に分かりやすい広報に努めていかなければならないと考えております。

広域連合におきましては今回の特別対策の内容に加えまして、そもそも後期高齢者医療制度が創設された背景、必要性、これも分かりやすく解説したチラシを作成して構成市町村の協力を得て、できるだけ早く被保険者の皆様に配布したいと考えているところでございます。また、地元新聞等に数次にわたりまして十分なスペースを確保しながら、解説広告を掲載することも予定しておるところでございます。

構成市町村に対しましては、保険料賦課決定通知書を被保険者に送付する際に、特別対策を解説したチラシを同封いただいたり、それぞれの広報紙に解説記事を掲載していただくようお願いをしているところでございます。

これまで国に対しても国の責任において重点的な広報を実施するほか、地方自治体が行う広報活動にも十分な財政措置を行うよう要望してまいったところでございます。今般、政府・与党が特別対策をとりまとめるにあたりましては、地方自治体が行う広報活動に対しても予算措置がなされることが決定されました。

今後は高齢者の方々に制度の理解を深めていただき、定着を図ることができるよう、国からの財源を有効に活用して広域連合と構成市町村が連携協力しながら広報活動を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、他の質問につきましては、事務局長から答弁いたさせますので、ご了承願います。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** お答えをいたします。

人間ドックの実施につきましては、平成19年度において県内60市町村のうち53の市町村が実施しておりまして、更に75歳以上の方を対象としている市町村は12市町村でございました。

広域連合が人間ドックの費用助成を保健事業として実施した場合の財源は、自主財源である保険料で賄わなければなりません。したがって、対象者は広く県内全域の被保険者となることが望ましいと考えておるところでございます。しかしながら、平成19年度の市町村の事業実施状況を見ますと一部の市町村にとどまっていることを鑑みまして、広域連合といたしましては事業化を見送ったところでございます。

ただ、今般、政府・与党が示しました特別対策の中に、平成20年度においては長寿・健康増進事業として人間ドックへの助成も含まれておりまして、特別調整交付金の交付対象となつてございます。広域連合といたしましても国からの特別調整交付金を有効に活用し、75歳以上の方の人間ドックの費用助成など、長寿・健康増進を目的とする事業を行う市町村に対しまして財政支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、平成21年度につきましては、今回の特別対策への取組み状況、更には国の財政措置等を勘案しながら、当初予算編成作業の中で構成市町村の皆様と十分協議してまいりますとともに、国、県に対しまして財政支援を求めてまいりたいと考えてございます。

次に、構成市町村が実施する保健事業に対する助成制度につきましては、喜多方市さんが考案された「太極拳ゆったり体操」の普及への取組みのように、医療機関にかからない元気老人を増やしていく保健事業の拡充は極めて重要と認識しておりまして、先に19年度に実施されている国民健康保険に関わる保健事業を調査したところでございます。

調査の結果から、60市町村のうち46市町村が何らかの保健事業を実施はしていましたが、県内すべての市町村で実施するには至っておりませんでした。しかし、国民健康保険関係以外にも生涯学習、生涯スポーツ等でも幅広く保健事業は展開されているものと考えているところでございます。

したがいまして、今般、政府・与党が示した特別対策の中で、平成20年度における特別調整交付金交付基準の中に長寿・健康増進事業の実施に対する経費の助成を行うことを示しておりますことから、この財源を有効に活用し、構成市町村への補助事業を実施するための作業を進めてまいりたいと考えております。

また、21年度につきましては、今回の特別対策への取組み状況、更に国の財政措置等を勘案しながら、当初予算編成作業の中で構成市町村の皆様と十分協議してまいりますとともに、国、県に対しまして財政支援を求めてまいりたいと考えてございます。

(3番白井英男君より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 3番白井英男君。

**3番(白井英男君)** 私の要請については、国の方も含めて大体支援してくれそうでありますので、是非実行していただきたいと思いますが、最後に連合長に一つだけお話ししたいと思いますが、私も後期高齢者の制度を発足して広域連合ができて、この議会の議員になりまして、こういう立場になったものですから、その制度の勉強も含めていろいろやる、自分の問題としてでもやろうという気になるんですが、これはなかなか、ここの議員にでもならないとなかなか本気になって考えない、あるいは、もう責任は広域連合にあるんだからというような感じにもなりかねないです。

特に市町村があまり責任がないんですね、通過点で。だから市町村の職員も含めて市町村長も含めて、あまり自分の問題として真剣になって考えないという結果がございまして。ですから、今度広報について非常に一生懸命やるということはもちろん大事なことなんですけど、いかにして市町村長、あるいは市議会の議員の方々、あるいは職員ですね、担当職員が一生懸命になってくれるかということが、これがうまくいく一つの大きなポイントでありますので、是非市長会とか町村会、あるいは議長会、あるいは直接的には町村の職員を呼んでお話を密にさせていただきたいと思っております。

一般的には、これ本来は県がもうちょっと入り込んで県が責任を持ってやればいいんですけども、この制度はなぜか知りませんが、県が逃げているというか、外されているんですね。だから本当は県がいろいろ指導してくれるんですけども、そういう制度になってませんので、これは心してやっぱり市町村を指導するということを心掛けてやっていただきたいということをお願いいたしまして、答弁は要りませんが、もし決意の答弁がありましたらお話してください。よろしくお願ひします。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** 今、白井議員さんのご指摘、全くそのとおりでございます。私も若干この立場でございますので、いろいろな書物などを読みますと、実は広域連合自体がお金を持ってそれを運用するという団体ではない。市町村からお金が来まして、それを配布する、通過するような、そんな組織だという指摘もございます。

ただ、今回、特別対策等で国から実際にお金がまいりますので、その中では初めて我々広域連合も市町村の全体のバランスをとりながら、いろんな事業とかに取り組んでいかなきゃならない、ご指導もしなくちゃならないというふうに思っております。

それにつきましても今ご指摘のように、やはり我々首長をはじめ議会の、それぞれ市町村の議会では直接住民と接するわけでございますので、広域連合といたしましても、県、市町村と連携を密にしながら、この制度の円滑な運営にあたっていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

**議長（河内幸夫君）** これにて一般質問を終結いたします。

#### (9) 認定第1号の説明、採決

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第8、認定第1号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号、平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。別冊の平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合決算書によりご説明を申し上げます。

決算書の表紙を開いていただきまして目次でございます。記載のとおり決算書は、一般会計歳入歳出決算書並びに事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書からなっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。1、平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書でございますが、こちらが総括表となっております。

まず歳入の部でございますが、歳入合計、予算現額15億6,578万9,000円、調定額15億8,480万2,679円、収入済額15億8,480万2,679円、不納欠損額、収入未済額、いずれも0円でございます。予算現額と収入済額との比較で、1,901万3,679円の増となったものでございます。

4ページをお開き願います。次に歳出の部でございます。歳出合計、予算現額15億6,578万9,000円、支出済額14億4,270万6,282円、翌年度繰越額0円、不用額1億2,308万2,718円、予算現額と支出済額との比較で1億2,308万2,718円の減

となったものでございます。4 ページ下に記載してございますが、歳入歳出差引残額 1 億 4,209 万 6,397 円につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

6 ページをお開き願います。2、平成 19 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書事項別明細書で詳細をご説明申し上げます。

歳入の部でございますが、第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目構成市町村負担金、予算現額 6 億 3,570 万 6,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額 6 億 3,570 万 6,000 円、これは市町村の共通経費負担金でございます。なお歳入分におきましては、以降、不納欠損額、収入未済額がございませんので省略させていただきます。

次に、第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫補助金、第 1 目民生費国庫補助金、当初予算額 1,000 円の存目計上に対しまして補正予算額 9 億 2,954 万 7,000 円、予算現額 9 億 2,954 万 8,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額の 9 億 4,824 万 9,048 円、これにつきましては備考に記載のとおり、電算処理システム修正等に係る老人医療費適正化推進費国庫補助金及び被用者保険の被扶養者であった方への保険料の激変緩和措置等に係る高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金でございます。

次に、第 3 款県支出金、第 1 項県補助金、第 1 目民生費県補助金、予算現額 1,000 円でございますが、存目計上のみでございます。

次に、第 4 款財産収入、第 1 項財産運用収入、第 1 目財産貸付収入、予算現額 51 万 9,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額 55 万 9,080 円でございますが、これは遠方からの派遣職員 9 名分の借上公舎入居料でございます。

次に、第 5 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金、予算現額 1,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額 27 万 5,717 円でございますが、これは前年度よりの繰越金でございます。

次に、第 6 款雑収入、第 1 項預金利子、第 1 目預金利子、予算現額 1,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額の 1,195 円でございますが、これは歳計現金預金利子でございます。同じく第 2 目雑入、予算現額 1 万 3,000 円に対しまして、調定額、収入済額同額 1 万 1,639 円、これは社会保険料納付金等でございます。

以上、歳入合計当初予算額 6 億 3,624 万 2,000 円に対しまして、補正予算額 9 億 2,954 万 7,000 円、予算現額 15 億 6,578 万 9,000 円に対しまして調定額、収入済額同額の 15 億 8,480 万 2,679 円となったものでございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。歳出の部でございます。第 1 款議会費、第 1 項議会費、第 1 目議会費、予算現額 139 万 8,000 円に対しまして支出済額 73 万 7,943 円、これは議員 16 人の報酬並びに議会 3 回開催に伴います費用弁償等でございます。不用額は 66 万 57 円でございます。

次に、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、当初予算額 1 億 9,749 万 2,000 円に対しまして補正予算額 1,000 万円を減といたしまして、予算現額 1 億 8,749 万 2,000 円、支出済額 1 億 6,213 万 460 円でございますが、これは派遣職員 19 人分の人件費、更に情報セキュリティポリシー策定並びに外部監査業務委託等でございます。なお、不用額 2,536 万 1,540 円の主な理由でございますが、人事異動に伴

う調整額でありまして、若い層の職員を派遣していただいたことに伴う人件費負担金の軽減等によるものでございます。同じく第2目会計管理費、予算現額74万3,000円に対しまして支出済額24万1,500円、不用額50万1,500円でございます。

10ページをお開き願います。第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費、予算現額9万2,000円に対しまして支出済額3万6,200円、委員報酬等でございます。不用額5万5,800円でございます。同じく第3項監査委員費、第1目監査委員費、予算現額31万円に対しまして支出済額17万5,746円、委員報酬及び費用弁償等でございます。不用額は13万4,254円でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、当初予算額4億2,820万7,000円に対しまして補正予算額8億7,754万7,000円、予算現額13億575万4,000円、支出済額12億7,938万4,433円でございます。これは電算処理システム構築、運用及び補正に伴う臨時特例交付金への積立金並びに制度周知に伴うパンフレット作成等でございます。なお、不用額2,636万9,567円となっておりますが、これは電算処理システム構築及び運用業務委託の中で委託業者であります国保連合会の既存の設備を活用できたこと、またシステムサーバーを集中化することにより経費の縮減を図ったことによるものでございます。

次に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費、当初予算額800万円に対しまして、補正予算額6,200万円を追加いたしまして予算現額7,000万円としておりましたが、執行することなく不用残としたものでございます。

以上、歳出合計、当初予算額6億3,624万2,000円に対しまして補正予算額9億2,954万7,000円、予算現額15億6,578万9,000円に対しまして支出済額14億4,270万6,282円でございます。不用額1億2,308万2,718円となったものでございます。予算執行にあたりましては、適正な執行、節減に努めたものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、5の実質収支額1億4,209万7,000円、なお、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金の繰入額はございません。

13ページをご覧いただきたいと思っております。財産に関する調書でございますが、4の基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金9億2,954万8,000円のみが対応となるものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。14ページから27ページまでが平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合主要事業実績調書となっております。主なもののみご説明させていただきます。

まず、15ページをご覧いただきたいと思っております。第1、選挙でございます。広域連合議会議員の補欠選挙を規則に基づきまして2回実施をいたしました。1回目においては市議会議員の区分において、2回目には町村議会議員の区分において選挙となったところでございます。選挙会、そして当選人等は記載のとおりでございます。

16ページをお開き願います。第2、議会でございます。8月10日開催の定例会、11月22日の臨時会、更に17ページ、2月18日開催の定例会と3回開催いたし

ました。議案等については記載のとおりでございます。

次に、第3、福島県後期高齢者医療懇談会でございます。制度の円滑な運営のために被保険者、保険医等の関係者代表から意見を聴取する場でございます。特に委員の皆様からは制度の周知徹底について、更には広域連合区域内における事務の取扱いについては、不信感につながらないように、裁量等によらない統一的な対応をしてほしい。更には収納率等については、市町村と連携して安定した財政運営に努めてほしい等のご意見を頂いたところでございます。

18ページをお開き願います。第4の福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会でございますが、条例に基づきまして開示請求等があった場合の対応等について確認、協議をしたところでございます。

次に、第5、第6につきましても、新制度につきましても市長会、町村会等との連携の下に、副市長、副町村長に説明の機会を持たせていただいたものでございます。

次に、第7、構成市町村協議会でございますが、構成市町村の後期高齢者医療の担当課長等を対象に5回開催したものでございまして、特に議会の議案等の内容等を含めまして協議をさせていただいたものでございます。

次に、19ページ、第8、構成市町村実務者研究会から22ページ、第12の方部別情報交換会まででございますけれども、これらにつきましても関係機関、市町村と連携しながら関係職員に向けて、新制度への理解と事務処理に遺漏のないように説明、協議を行ったものでございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思っております。第15の後期高齢者医療電算処理システム構築及び運用業務委託でございますが、一番の生命線であります標準システムの構築、運用に係る業務委託でありまして、福島県国民健康保険団体連合会と契約締結したものでございます。現在、記載の4の(3)にございますように、この機器等によりまして広域連合、市町村、国保連合会とネットワーク構築によりまして適正に運用を行っているところでございます。

24ページをお開き願います。第16の電算処理システムに係る説明会等でございますが、市町村担当者等を対象に運用操作についてマニュアルを作成しながら、きめ細かく開催実施したものでございます。

とびますが、26ページをお開き願います。第17、情報セキュリティポリシー策定等支援及び情報セキュリティ監査業務委託でございます。広域連合では、被保険者等の重要な個人情報等を保有いたしておりますことから、専門的な知識と技術を持つ株式会社福島情報処理センターと業務委託契約を締結いたしまして、情報セキュリティに係る基本方針、対策基準等を策定するとともに、事務局内に情報セキュリティポリシー委員会を立ち上げたところでございます。併せまして、各市町村への周知と外部監査を実施したところでございます。

27ページをご覧ください。第19の要望活動でございます。記載のとおり、11月7日には県に対しまして健康診査への財政支援について、また12月18日には、東北6県の広域連合共同によりまして、制度の円滑な施行に向けて要望活動を行ったものでございます。

以上が、認定第1号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。監査委員、新保勝也君。

**監査委員（新保勝也君）** 監査委員を承っております新保でございます。市川監査委員も同意見でございますので、私の方から平成19年度の決算及び基金運用状況審査の意見について申し上げたいと思います。お手元の審査意見書2ページ以降をご参照いただきたいと思います。

去る6月26日でございますが、平成19年度一般会計歳入歳出決算及び臨時特例基金の運用状況等を対象に審査を行ったところでございます。審査につきましては、一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況等につきまして関係法令に準拠しているかどうか、財産運営は健全か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか、などを主眼にいたしまして、職員の方にいるいろいろお話を伺いましたり、関係証拠書類を照合したりするなどいたしまして、通常実施すべき審査手続を行ったところでございます。

その結果、審査に付されました一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等につきましては、法令に準拠して作成されておりました。決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく正確なものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

次に、決算の概要でございますが、先程来ご説明ありますとおり、歳入歳出差引額につきましては1億4,209万7,000円の黒字となっております。基金につきましては、臨時特例基金といたしまして年度末現在額が9億2,954万8,000円となっております。

以上をふまえて審査のご意見を申し上げます。

本医療制度は、皆さんご承知のとおり本年の4月1日に施行されたわけでございますが、平成19年度につきましては、準備期間といたしまして鋭意準備に努めたと認められます。また、事務事業の効率化にも励んでいただいたと思っております。

ご承知のとおりですが、この制度は被保険者からの保険料、現役世代からの支援金、国、県、構成市町村からの負担金などによって運営されることになるわけでございますが、今後を展望いたしますと、高齢化率の上昇によりまして、運営全体に占める医療費の割合が増加していくのは明らかでありますので、限られた財源を有効に活用していくことが今後ますます重要になると思っております。

したがって、今後も財政運営にあたりましては、健全財政を基本といたしまして更なる効率的な運用に努められることを望むものであります。審査の意見につきましては、以上でございます。

**議長（河内幸夫君）** ただ今の監査委員の意見をふまえて、認定第1号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって認定第1号に対する質疑を終結いた

します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

**議長(河内幸夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(河内幸夫君)** ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

#### (10) 議案第10号の説明、採決

**議長(河内幸夫君)** 次に、日程第9、議案第10号「福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長(鈴木英司君)** それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第10号、福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正によりまして議会議員の議員報酬に関する規定を整備するものでありまして、議員報酬の支給方法等を、他の委員の報酬の支給方法と分けるために一部改正を行うものでございます。

議案書の4ページをお開き願います。改正案と現行の新旧対照で説明させていただきます。今回の改正によりまして、現行の第1条の根拠法となります法第203条につきましては、議会の議員報酬等のみ適用する内容に改正されましたものですから、他の行政委員会の委員等への報酬等につきましては法第203条の2として新設されました。したがって、第1条中の「法第203条」を「法第203条の2」に改正するとともに、以下第2条、第3条、別表において議会の議員に関する箇所を削除するとともに、附則において法施行日から施行するものとしたものでございます。

なお、参考までに、別表の報酬額等変更はございませんので、申し添えます。

以上が議案第10号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(河内幸夫君)** それでは、議案第10号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

**議長(河内幸夫君)** なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

#### (11) 議案第11号の説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第10、議案第11号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第11号、福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてでございます。先の議案第10号で分けることといたしました、議会議員の議員報酬、費用弁償の支給等について新たに条例を制定するものでございます。

9ページ、第1条の根拠法といたしまして、法第203条を適用するとともに、法施行日から施行するものでございます。なお、別表の議員報酬額等の変更はございませんので、申し添えます。

以上が、議案第11号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（河内幸夫君） それでは、議案第11号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

#### (12) 議案第12号の説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第11、議案第12号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第12号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にございますように、先に国より低所得者への更なる軽減措置を含めた特別対策の内容が示されたところでございますが、今年度の実施にあたりましては、国の責任において財政措置がなされること、市町村の追加負担が生じないこと、更に本軽減対策の対象外となる被保険者の保険料負担に影響が生じないことなどから、本県広域連合といたしましてもこの特別対策に取り組むものでございまして、それに係る条例の一部改正でございます。併せて文言の整理を図ったものでございます。

議案書の14ページをお開き願います。新旧対照でご説明申し上げます。

まず、第5条、第8条及び16ページになりますが、下欄別表につきましては、先の議会で別表の位置付け、関連等が分かりにくい等のご指摘がございまして、その箇所を文言修正でございます。併せまして14ページに戻っていただきまして第20条、第32条、附則第6条につきましても文言の整理、適正化を図ったものでございます。

次に、16ページをお開き願います。附則第10条から第12条までが今回、平成20年度の軽減措置に対応するものでございます。併せまして、附則第7条に追加修正するものでございます。附則第10条は、所得割において総所得額等が58万円以下の被保険者に対しまして2分の1の控除をするもの、また算定額の1円未満を切り捨てるものでございます。次に、第11条でございますが、第17条の第1項第1号に規定されるのが均等割7割軽減者でございまして、年額1万2,000円を更に8.5割軽減、年額6,000円とする中身でございます。

次に、第12条につきましては、7割軽減世帯に属する被保険者で総所得金額等が15万円までの被保険者は所得割が賦課されることとなりますけれども、50%軽減とした場合に仮徴収額との少額な差額が生じてまいります。追加徴収を必要とする場合が考えられますが、この徴収はすべて普通徴収の対象となりますことから、徴収コストを勘案しまして、少額差額の500円未満の場合はこれを減免するものでございます。なお附則にありますように、平成20年4月1日から適用するものでございます。

以上が議案第12号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** それでは、議案第12号の質疑を行います。

（3番白井英男君より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 3番白井英男君。

**3番（白井英男君）** 今回、この後期高齢者制度に対するいろんな不満といいますか、クレームの中の一つに、前の老健制度から新しい制度になって自分の保険料が増えるということに対する不満があったわけですが、中には減っている人もあるんですけれども、一般的には高所得の人が減る方で、低所得の人がむしろ保険料が増

えているんじゃないかというような逆進性についての問題が議論されたんですけれども、そうすると前の制度と新しい制度で、どのぐらいの方が今度増えるようになったのか、その保険料の負担が増えるようになったのか。

その不満に対していろいろ制度改正を議論して、今回経過措置という形で7割が8割5分、あるいは50%軽減というような措置を講じているんですが、これによって、したがって増えたといって不満を言っていた人たちがどのぐらい軽減されることにつながるのか、そのようなことについての分析がありましたら教えてください。

**議長（河内幸夫君）** 前の制度というのは、今回の後期高齢者制度の今回変わる前のということですか。

**3番（白井英男君）** 後期高齢者制度が始まる前の、いわゆる老健制度でいわゆる保険料負担を世帯として負担していたわけですけれども、それが新しい制度になって今度は個人負担ということになりまして、保険料が負担増になったというようなことについて不満があったわけですけれども、その不満が今回この年度途中にもかかわらず制度改正をすることによって、どのくらいその不満が軽減されることになるのか、その辺の分析がありましたら教えてください。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** 3番白井英男議員のご質問にお答えいたします。

先に国の方で調査をした内容につきましてご報告申し上げたいと思いますけれども、福島県におきましては、去る5月15日に実施した調査の結果でございますけれども、軽減に該当する所得区分では、ほとんどの世帯区分で国保税よりも保険料が安くなる傾向にあると。いわゆる低所得者世帯でございます。

また、軽減に該当しない所得を有する世帯、いわゆる高所得者の分については、おおむね国保税と保険料では均衡若しくは一部高くなる傾向があるという経過報告が出されております。

本県の場合ですと、平均いたしますと75.6%の世帯が軽減されるという報告を頂いています。したがって、県全体から見れば75.6%の方々は軽減、国保と比較すれば軽減されますけれども、残り25%弱の方についてはむしろ上がると、トータル的には先ほど言いました低所得者等については安くなる傾向、高所得者については若干一部高くなる傾向があると、そういう報告は得てございます。

以上でございます。

（3番白井英男君より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 3番。

**3番（白井英男君）** 75.6%が軽減されるということですが、今度のこの経過措置を実行することによって、その数字は少し上がることにつながるんですか。それとも、ほとんど変わらない、低所得者は軽減されているから変わらないというふうに解釈するんですか。今度の制度改正との関連が分かりませんから、そこら辺についての説明をしてください。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） 再質問にお答えいたします。この新たな軽減措置を含めて国の方の粗い推計ではございますけれども、本県の場合ですと、この制度を導入した後の結果としましては、減少する世帯数の割合 78%になるということで、減少によって先ほど 75.6%というお話をしましたけれども、減少する世帯がより多くなるという状況でございます。

議長（河内幸夫君） ほかになければ、これをもって議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第 12 号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、原案どおり可決されました。

### (13) 議案第 13 号の説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第 12、議案第 13 号「平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 13 号、平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。議案書につきましては、19 ページから 27 ページまで記載してございますけれども、別添の A3 判横の平成 20 年度補正予算説明資料でもって説明させていただきたいと思っております。

今回の補正は、先の議案第 12 号によります特別対策を速やかに施行するための費用等について計上するものと、制度開始によりまして当初予算計上時には想定されなかった対応が明らかになりましたので、その経費を補正計上するものでございます。

まず、資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の部でございます。第 1 款市町村支出金、第 1 項市町村負担金、第 1 目保険料等負担金におきまして、低所得者等に係る保険料軽減に伴いまして市町村からの後期高齢者医療保険料 7 億 9,342 万 7,000 円を減額するものでございます。その内訳といたしましては、均等割 7 割軽減世帯を一律 8.5 割軽減にするもの、旧但し書き所得 58 万円以下の方の所得割を一律 50%軽減するもの、また、軽減後の差額端数調整 500 円未満の免除額分でございます。

それに対しまして、国が保険料軽減分と、その他の特別対策への取組み分を補てんする額としまして、第 2 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目調整交付金を

9億342万7,000円増額するものでございまして、下欄右の歳入補正額計としまして1億1,000万円の増を見込むものでございます。

続きまして2ページをお開き願います。歳入補正後の合計額でございますが、右下欄の方に合計記載してございます。1,893億7,741万8,000円となるものでございます。

3ページをお開き願います。こちらは歳出の部でございます。当初予算計上時には想定されなかった対応等に伴う補正でございます。まず第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の中で、電算処理委託費500万7,000円の増額でございます。これにつきましては、電算処理システムのより安定した運用のために検証用のサーバー機器を強化するための経費等でございます。

次に、資格管理費868万4,000円の減額につきましては、被用者保険の被扶養者特定のための情報提供の委託料を計上しておりましたけれども、4月1日の制度移行に係る分については国庫負担となったために補正減するものでございます。

次に、給付管理費の334万5,000円の増額要因でございますが、これは新たに国への医療給付状況報告のためのデータ作成を委託するための経費が必要が生じたこと、また、高額医療費ほか通知に係る封筒印刷、あるいは封入等の委託を予定する中身でございます。

次に、医療費適正化事業33万2,000円の増額でございますが、第三者行為の求償該当者のレセプト抽出及び過誤処理用として端末2台を増設する経費等でございます。

次に、後期高齢者医療特別対策事業1億1,000万円の増額でございますが、特別対策といたしまして保険料の軽減と併せて広報事業、相談体制整備事業、また長寿・健康増進事業について特別調整交付金の対象となりますことから、歳入増といたしました同額を補正計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳出補正の合計額でございます。右下欄合計1,893億7,741万8,000円となるものでございます。詳細をご説明したいと思います。

5ページをお開き願います。参考資料でございます。上段枠内が今回の特別対策に関わる補正内訳でございます。保険料の軽減による均等割、中ほどに説明になっておりますが、均等割、所得割、端数調整の影響額、記載のとおり7億9,342万7,000円でございます。恐れ入りますが、次ページ6ページをお開きいただきたいと思いますが、この内訳につきましては、6ページに掲載しております被保険者のデータから試算したものでございます。更に7ページ、8ページについては、参考図表として付けさせていただきます。

それでは、5ページの方に戻っていただきまして、今回の保険料の軽減対策と併せまして特別調整交付金の対象になりますのが、広報事業、相談体制整備事業、長寿・健康推進事業、これらにつきましては国の交付基準額等に基づいて1億1,000万円を計上しております。

特に広報事業につきましては、その重要性を鑑みまして、広域連合におきましては被保険者向けのチラシ、また新聞等での広報、市町村においては、軽減後の通知

書の送付と併せた広報等の経費、そういった部分を計上させていただいたところでございます。

しかし、現段階では国からの補助基準と詳細が示されておりませんので、今後、国の基準をふまえて広域連合において補助要綱を策定しながら、市町村と十分協議を行いながら有効に活用してまいりたいと、そのように考えてございます。

なお、補正にあたりましては、特別対策については記載のとおり国が特別調整交付金で責任を持って財政措置すること、また下欄にありますように、その他の補正につきましては費目間の調整によりまして対応できますことから、これらに係る新たな負担は生じないものと考えております。

以上が議案第13号の説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**議長（河内幸夫君）** それでは、議案第13号の質疑を行います。

（3番白井英男君より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 3番白井英男君。

**3番（白井英男君）** この特別調整交付金ですが、1つは、国の予算として補正予算でも国会で認められたのかどうかということですね。

というのは、今の説明の中で、まだ国から事業の中身についての詳細が来ていませんというお話ですが、広報事業を含めて新しい事業、もう年度8月ですから、早くやらないとせつかくの事業が生きてこないと思いますので、これを早くやるべきだというふうに思いますので、その辺についてお伺いします。

それから、2つ目は、先ほどの一般質問で私、人間ドックについての助成というお話をしましたら、お答えで国の方もそれについては各自治体がやれるようにしてあげますみたいな答弁があったんですが、私ちょっと確認しなかったんですけども、この市町村長寿健康増進事業、これの中でそれぞれのところがやりなさいと、こういう意味ですか。それとも別な何かどこかでやれるという仕組みがあれば教えていただきたい。

それから、この健康増進事業については、これ補助事業ですから、あくまでも事業主体である市町村が具体的な事業を明らかにしたうえで、それに対して補助をするというのが物事の本質だと思いますので、そうすると補助事業の事業仕組みですね、事業要領なり、事業の中身なり、補助の中身なり、そういったものを早い時期に明らかにしていただきたいと、これはいちばん最初の質問とも関連いたしますけれども、お願いをいたしたいと思います。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（鈴木英司君）** 3番白井英男議員のご質問にお答えをいたします。

3点あると思いますが、まず1点目の特別調整交付金、国の方で確実に予算措置されているのかという中身でございますけれども、これにつきましては過日、国の方から特別調整交付金に係る算定の改正の通知が届いてございますので、間違いなく措置されるものと考えてございます。

2点目の人間ドック、先ほど答弁させていただきました人間ドック保健事業等につきましては、先ほど説明した、記載の市町村長寿・健康増進事業、その枠の中でとらえているところでございます。

なお、いずれにいたしましても、特別調整交付金でございますので、国からのお金が広域連合に入って、広域連合から市町村に補助をするというような内容になってございます。したがって、詳細な補助基準等詳細な部分は国の方から示されるということでございますけれども、早い段階で補助要綱等を策定しながら各市町村の方にご協議をさせていただくと、そんな考えでございます。よろしく願いいたします。

**議長（河内幸夫君）** ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって議案第13号に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第13号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

#### (14)閉会及び閉議の宣告

**議長（河内幸夫君）** これで本日の日程は全部終了いたしました。以上で会議を閉じ、平成20年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時54分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年7月29日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 議長

同 署名議員

同 署名議員